

統括団体によるアートキャラバン事業（コロナ禍からの文化芸術活動の再興支援事業） よくあるご質問

番号	区分	分類	質問	回答
1	共通	実施計画の要件	客席数は、会場の「収容客席総数」ではなく、「感染症予防対策等で調整する席数」ですか。	客席数は会場の「収容客席総数」としてください。
2	共通	実施計画の要件	総参加人数は入場者数(チケット購入予定数)ですか。または、入場者に加え、出演者やスタッフ等、当日関わる人員総数ですか。	総参加人数は、実際の集客見込人数を記入してください。
3	共通	補助対象経費	物販の製作等に要した経費は、補助対象経費として認められますか。	認められません。物販に係る経費ならびに収入は、収支予算書には記載しないでください。
4	共通	補助対象経費	交付決定前の経費についても、交付が決定されれば、遡って補助対象経費として認められますか。	本補助事業の趣旨に基づき、実施が予定された又は実施した令和4年1月1日以降の事業であり、その事業の実施に係る費用(令和4年1月1日以降)であれば、補助対象経費として計上することが可能です。ただし、本補助事業に応募するための事業計画策定に係る企画・調整等の費用は補助対象経費ではありません。
5	共通	補助対象経費	劇場を所有している団体がその所有する劇場で公演等を実施する場合、会場費は補助対象経費として計上できますか。	できません。会場所有者ではない補助事業者等が、会場所有者に対し借料を支払う会場費は補助対象経費として計上できます。 なお、指定管理者として施設管理を担う受託者において事業を行う場合は、当該施設管理契約又は会場使用の申込時点で支払根拠（金額の算出根拠を含む。）となる規定や契約書に明文化している場合に限り、当該施設使用料等の費用を補助対象経費として計上することができます（慣例による理由書のみでは不可）。
6	共通	補助対象経費	全体広報に関する費用はどこに計上すれば良いですか。	「直接執行経費」のシートの共通経費に計上してください。ただし、按分等により各地域の相当額を算出して、地域ごとの上限額を超えないように注意してください。
7	共通	補助対象経費	「調整額」欄はどのように利用すれば良いですか。	消費税の端数調整や割引額の計上に利用してください。
8	共通	他の補助金との重複	別事業で実施する公演の配信部分のみを補助対象経費とすることは可能ですか。	本事業はリアルライブを前提としており、配信事業のみは補助対象になりません（オンライン配信を行うとともに、アーカイブ収集・配信等を行う「配信の取組」を行う事業は除く）。
9	共通	補助対象経費	事務スタッフの人件費は補助対象経費に計上できますか。	活動計画全体の運営・事務推進に従事する事務スタッフで、当該活動に従事した時間とそれ以外の活動に従事した時間とを切り分け、適正に管理できるものに限り、「賃金・共催費（事務整理等賃金）」として計上できます。よって当該事務スタッフの従事時間と賃金の明確な根拠をもとに計上してください。 同様の条件で、企画制作や運営を直接担当するスタッフ人件費等は「文芸費（企画制作料）」へ、広報に特化したスタッフ人件費等は「賃金・共催費（事務整理等賃金）」として計上できます。
10	共通	実施計画の要件	他の補助金との重複について説明がありますが、どのような支援が重複になりますか。	他の国庫補助金を受けて行なう事業は重複となります。
11	共通	補助対象経費	一般管理費は補助対象ですか。	補助事業者が外部へ委託して実施する場合のみ対象経費として申請できます（募集案内7ページ補助対象経費の「委託費」の※3をご確認ください）。
12	共通	補助対象経費	プリンターの購入は補助対象ですか。	当該事業以外へ転用できる物品については補助対象にはできません。

13	共通	収支予算書	地域番号①シート（7.各地域の実施計画）事業内容に事業日時を記入しましたが、「実施時期」にはなにを書けばいいですか？	日付をご記入ください。予定が具体的に決まっていない場合は「〇月中旬」のようにご記載ください。
14	共通	その他	統括団体がチケットを直接販売することは可能ですか。	可能です。
15-1	大規模公演型	実施計画の要件	九州地方、福岡地方といったように、地域の重複は可能ですか。	全国的な展開を求めることから、地域の重複は原則として認められません。ただし、大規模公演型において、13都道府県以上での実施を企画する場合に、東北・北海道エリア、関東甲信越エリア、中部・北陸エリア、近畿エリア、中国・四国エリア、九州エリアなどを各1つの地域としてカウントできます（地域連携型ではエリアの概念はありません）。 なお、都道府県とエリアの重複は基本的には想定しておりません。 ※例外として、全国的な展開を行いつつ、より有効なアートキャラバン事業を実施する上で地域の重複が必要となる場合などは、様式上にその旨を記載いただき、計画することは可能です。
15-2	大規模公演型	実施計画の要件	「エリア」は、13都道府県以上での実施を企画する場合にしか設定できませんか。	本事業は全国的な展開を求めており、この趣旨を踏まえていただければ、例示のような大きなエリアでなくても、事業者自らがエリアを設定することができます（番号15-1のただし書は全国的な展開の例示となります）。また、エリアを細分化して設定すること（東東京エリア、西東京エリアなど）も、全国的な展開を行いつつ、より有効なアートキャラバン事業を実施する上で必要となる場合などは、様式上にその旨を記載いただき、計画することは可能です。
16	大規模公演型	実施計画の要件	1地域内の公演間隔が、8、11、1月の3公演など離れていても問題はないですか。	問題ありません。
17	大規模公演型	実施計画の要件	「配信の取組」とはなんですか。無料配信も対象となりますか。	大規模公演型のうち、補助対象期間において①公演を行い、そのオンライン配信の実施、かつ、②公演映像のアーカイブ（記録）を収集・配信することでデジタル技術による全国的なアートキャラバンを行うこと、配信を可能にするための権利処理を行うことなどをいいます。 オンライン配信は有料で行うものを前提としています。なお、アーカイブ配信については有料・無料を問いません。
18	大規模公演型	補助対象経費	配信やアーカイブに関わる経費は補助対象ですか。また、オンライン配信だけを行う場合も補助対象ですか。	「配信の取組」を行う事業の場合は対象経費になります。また、公演のオンライン配信のみに関わる経費も補助対象となります。 ただし、補助対象期間内の経費に限ります。配信を企画予算化した場合は必ず実施をお願いします。 また、アーカイブは権利処理が難航しないよう留意の上で企画してください。
19	地域連携型	実施計画の要件	アートキャラバン関連事業で採択されたことのある補助事業者の場合、前回実施した地域以外を取り込むなどの制約はありますか。	全国的に広く展開することが望ましいですが、特段の制約はありません。
20	地域連携型	実施計画の要件	都道府県内で3市区町村で実施した場合は、3地域となりますか。	同一都道府県内の複数地域で事業を実施した場合でも、地域のカウントは1地域となります。
21	地域連携型	実施計画の要件	13地域で実施される事業の中で、地域は決まっていますが、連携する団体が決まっています。その場合でも申請可能ですか。	原則として、応募時において実施地域における企画概要（日時、演目名、実施会場等）が明確になっている必要があります。しかし、連携団体が調整中など一部確定していないような場合は、現在の検討状況やスケジュール等について具体的に記載してください。
22	地域連携型	補助対象経費	事務や広報に係る人件費について、補助事業者は年給からの算出になりますが、各地域は補助事業者からの委託契約を想定しているため、必ずしも適用しなくても良いですか（事務や広報に係る業務は、雑役務費の「管理事務費」「広報制作費」等として一式計上する形で良いですか）。	必ずしも年給からの算出を求めるものではありませんが、妥当性・適正性が確認できる合理的な方法により算出・計上してください。